

令和5年 第1回教育委員会 会議録

日 時	令和5年1月27日（金） 午前9時00分～午前9時50分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、副部長兼学校教育課担当課長、学校教育課長、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、生涯学習課長、教育総務課長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第15回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「向日市民体育館条例施行規則の一部改正について」報告願う。
事務局	―向日市民体育館条例施行規則の一部改正について― 向日市市民体育館トレーニング室の廃止に伴い、条例施行規則の一部を改正するものである。 資料1ページ目、トレーニング室に係る第8条を削除することにより、それ以降の条が、条ずれを起こす。 また3ページ目、トレーニング室の利用券がなくなるため、これを廃止する。 資料4ページ目のとおり、ゆめパレアむこうの敷地にある健康増進センターが、1月31日から再開される。 開会時間は午前9時から午後9時まで、受付は午後8時まで、利用時間は午後8時45分までで、休館日は毎月第2、第4木曜日となる。 面積はトレーニング室のみで205平米になり、参考として現在使用されている市民体育館のトレーニング室は180平米であった。 エアロバイクやルームランナー等、新たに9種類、11台のマシンを購入し、市民体育館からは現在使用中の44台が移設される。 利用料金については、現在は市民の方は300円、市民以外の方は400円だが、市民の方は300円、市民以外の方は500円となる。 移設の理由・目的としては、市民体育館と健康増進センターにトレーニ

	ングルームが重複しているという市民アンケートの回答があったこと、業務の効率化、経費の削減を図るということがある。 なお、指定管理者はスポーツ文化協会になる。 変更点は、市民以外の方の利用料金が增加する点のみで、利用上の変更点はない。 もともとあった市民体育館のトレーニング室については、常時卓球台を5台設置して、卓球室として貸し出しを行う形で活用する。 卓球室の利用料金は1人1時間100円であり、4人での利用なら1時間400円となる。 【質疑等】
教育長	もともとの所管が、市民体育館は教育委員会、健康増進センターは市民サービス部地域福祉課であり、異なる所管の間で協議した中での移設であった。 施行規則そのものは教育委員会の規則ではなく市長の規則であるため、諸報告の形で報告させていただいている。
委員	卓球室の利用料金で、1人1時間100円というのは、トレーニング室の利用料金に加算して100円を払う必要があるのか。 100円だけの支払いで利用できるのか。
事務局	トレーニング室の利用料金の加算は必要なく、単独の卓球室となるイメージで、100円だけの支払いで利用できる。
委員	100円だけで済むなら、安く感じる。
委員	市民以外の方の利用料金が500円となり、市民体育館のトレーニング室より100円上がって、市民の方と200円の差がつくことについて、理由を教えてください。
事務局	料金については市民サービス部で決めている。
事務局	市の施設であるため、やはり市民を優先し、市民と市民以外との差を設けている。
委員	今まで、市民以外の方がどの程度利用されていたか、データはあるか。
事務局	おそらく市外の方の利用が半数を超えており、6割から7割程度が、市

	外の方の利用であると思われる。
事務局	京都市や長岡京市から、国道１７１号線を使ってすぐに来られるという立地条件や、駐車場が無料であることもあり、市外の方の利用は相当多かった。 市民アンケートの結果を見ても市外の方の利用が多く、市民以外の方には利用料金の負担をもっとしてもらいたいという声も多くあったため、こうした金額設定になっている。
教育長	次に、「令和５年向日市はたちの集いについて」報告を願う。
事務局	—令和５年向日市はたちの集いについて— 令和５年１月９日に永守重信市民会館で実施した、はたちの集いについて報告する。 対象者の５４６人に対して、令和５年に参加された方は、男性２１８人、女性２０２人、総数４２０人で、参加率は７６．９％となった。 内容としては、資料のとおり、第１部の式典で開会宣言・市長式辞・祝電披露・誓いの言葉があり、第２部のアトラクションで思い出のスライドショーを上映した。 今年は検討の結果、参加される方の送迎車を市役所第２駐車場から公用車駐車場にかけてのエリアに誘導し通り抜けさせる方法を取ったところ、そこを通過された車は９８台となり、交通渋滞も起こらずに済んだ。 女性の方は降車させるだけでも３分程度かかり、途中１０台程度の渋滞はあったが、基本的には大きな交通渋滞も起こらず、無事に式典を終了した。
教育長	【質疑等】 会場内も静かで、心配した事態は起こらなかった。 駐車場の方もどういうことになるのか心配していたが、円滑に流していた。 今後は、永守重信市民会館での開催が定着していくかと思われる。 次に、「令和４年度乙訓地方小学生駅伝大会結果について」報告を願う。
事務局	—令和４年度乙訓地方小学生駅伝大会結果について— 向日市教育委員会、長岡京市教育委員会、大山崎町教育委員会、乙訓地方小学校長会、乙訓地方小学校体育連盟が主催され、「駅伝を通じ、スポーツに関心を持たせるとともに、必要な基礎体力・持久力を養い、責任感・連帯感を高め、小学校体育の活性化を図る」ことを目的に、３年ぶりに開

	催された。 11月22日火曜日の午後から、京都府立洛西浄化センター公園・球技場・芝生球技場の周りをコースとして、各校男子3名、女子3名の計6名がたすきをつなぎ、合計タイムを競った。 順位と合計タイムの記録は資料に示したとおりであり、6小学校の児童が、一生懸命走りきった。 【質疑等】
教育長	今年度、初めて洛西浄化センターで開催された。
委員	会場が変わったとのことだが、閉会式はどこでどのように実施されたのか。 また、以前は現地から本部のある会場に戻ってくるまでの待ち時間が多かったが、今回から周回コースになって変わった点を教えていただきたい。
事務局	従来と変わった点として、周回コースになったことで、児童が走り終えた後すぐに閉会式へと滞りなく進むことができ、午後からの開催でも表彰式等、日程通りに行えた。 コース・本部とも近くで実施されたため、人員の輸送についても効率化が図れた。 閉会式は、洛西浄化センター球技場の奥、ソフトボールグラウンドの中に本部を設置して実施した。
教育長	閉会式を、会場を移して行うということではなく、今回はそこで、屋外の会場で実施された。 沿道での実施とは異なり、総距離も少し短くなっている。 今回初めてこのコースで実施されたので、この結果を検証した上で、次回以降また改善すべき点は改善していくということになるかと思われる。 京都市の大文字駅伝が一旦休止になり、西京極でタイムトライアルのような実施形態に移ることになった。 こういうかつての沿道での実施ということはもうないかと思われる。 京都府内ではこれまでの駅伝から、長距離走のタイムトライアルのような形態に移っている地域もある。 いずれもまた、実施形態についても議論が出てくるかもしれない。
委員	今回の順位を見ると、長岡京市の学校が上位を多く占めており、力の入れ方や努力を感じる。

事務局	順位がすべてではなく、参加することで得られること、大切なことがあるが、それでも順位として結果が出るような方向で長岡京市の学校は取り組んでおられるのか、何か要因はあるのか。 各校、実態に応じて、6年生の参加を希望する児童を中心に、休み時間や放課後等、時間の限られた中で練習を積み重ねたと聞いている。 なかなか結果には結びついてはいないところもあるが、3年ぶりの実施ということで、新型コロナウイルス感染症の対策もしながら、取り組みを進めたと報告を受けているため、来年度以降に期待したいと思う。
事務局	乙訓の駅伝も、京都市の大文字駅伝も、練習の過熱化が起こっていた。 朝の中間休み、昼休み、放課後と、練習は頑張ったとの報告があったが、朝の始業前の時間帯をどのように使うかで、やはり練習量が変わってくる。 乙訓地域の小学校校長の中で、教員の業務改善も含めて、この過熱化を抑えようということで、練習の条件をそろえている。 各児童が今持っている力を十分発揮した結果である。
委員	どの児童を走らせるかという点で、立候補して、最終的に選手には選ばれなかったが、大会参加のために一生懸命頑張っていた子がいるという話を聞いた。 選考の際に、足の速い児童に教員から声を掛けているのか、全員の中から走りたいと希望する児童を募っているのか、そういった違いもあるのかかもしれない。 遅くてもチャレンジするという気持ちは大事なので、順位という結果に結びつかなくても希望者を走らせるというのも、それはそれでよいことかと思う。
教育長	次に、「令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について」報告願う。
事務局	—令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について— 前半の、学校教育に関する内容を説明させていただく。 A3用紙の新旧対照表と、A4用紙の冊子案、本体を並行して見ていただきたい。 新旧対照表・本体とも、改定する箇所は赤文字で、修正点として記している。 表紙については年度を修正のうえ、令和5年度も9枚の写真を、中学生英語スピーチ大会、小学校陸上交歓記録会、文化資料館の教育150年記

念事業、旧上田家住宅のふるさとセミナー、文化祭の演劇、ふるさと学習、向陽小学校の創立150周年記念式典、修学旅行、地域学校協働活動の学習支援、という内容で掲載しようと調整中である。

表紙写真の9枚は、学校教育と社会教育とのバランスを考慮し、学校教育は小学校・中学校の校種や、対象児童生徒、教職員のバランスを考慮し、社会教育については図書館・資料館・文化財調査事務所等の事業内容のバランスを考慮したうえで、本市に関連して令和4年度に実施した取り組みの中から選考する。

実施内容がわかるよう、各写真の下に説明を表記しようと考えている。

中身の1ページ目の部分を前文と呼ぶが、この前文の内容として、「新しい時代を拓く『自立・協働・人権尊重』の教育の推進」とある。

令和4年度に大きく改定したため、令和5年度は修正を加えない方向で考えている。

2ページ目から学校教育指導の重点、学校教育の関する分野になる。

大きな変更はないが、新旧対照表に、重点となる5つの柱と記載のあるとおり、「豊かな学びの創造と確かな学力を育む教育の推進」、「豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進」、「健やかな身体をはぐくむ教育の推進」、「学びを支える教育環境の充実」、「学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上」、この5つを柱として継続する。

令和4年度の改定時に、多くの意見をいただき、6本の柱から5つの柱に大改革を行ったところである。

3ページ目から、それぞれの柱の内容に関わることになる。

1つ目の柱は、柱の説明に丸印、記号がまず入ののと、前文の「『主体的・対話的で深い学び』の視点に立った授業改善を行い、確かな学力を育む教育を推進します」から、語尾を「推進する」に変える。

以降の柱の前文にもすべて共通することだが、社会教育の文体とそろえる意図で、文末をである体に修正する。

柱の小項目の中身としては、(13)で、昨年度まで市主催事業を「(大会、作品展等)」としていたところを、「中学生英語スピーチ大会」と、一つの大会を入れる標記に修正する。

改定理由としては、令和4年度以降、中学生大会を中学生英語スピーチ大会に限定して開催することとしたため、文言を修正するということである。

柱の2つ目は、前文の同様の文言修正だけで、中項目、小項目ともに修正する点はない。

柱の3つ目「健やかな身体をはぐくむ教育の推進」、5ページについては、小項目(3)「中学校部活動の地域移行に向けた検討」を新たに追加し、これに伴って以下、小項目の番号がずれていく。

改定理由としては、令和4年6月にスポーツ庁から運動部活動につい

	て、同年８月に文化庁から文化部活動について、地域移行に関する提言が出されたことがある。 同年１２月にスポーツ庁及び文化庁から出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、中学校部活動の地域移行の準備期間として、本市における中学校部活動の地域移行の方向性を協議するため、内容項目及び配慮事項を追加したものである。 配慮すべき事項についても、（３）のところを追加して、中学校部活動の地域移行に向けて、まずは市内のスポーツ団体等と協議していくという内容を追加している。 ５ページから６ページにかけて、４つ目の柱「学びを支える安心・安全な教育環境の充実」では、（７）で、「教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す『教職員の働き方改革』の推進」の文言は変えていないが、特に配慮すべき事項として、令和４年度から設置した共同学校事務室の「業務の充実及び学校業務改善の推進」と文言を修正している。 共同学校事務の充実をもとに、働き方改革を推進していこうという意図である。 ５つ目、学校教育の最後の柱「学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上」については（３）、昨年まではコミュニティ・スクールの「導入準備」としていたが、令和５年度からは「導入」と、準備期間が終わるため、文言修正している。 ６ページの特に配慮すべき事項の一行下に、中項目として「地域学校協働活動の活用」と昨年度まで書いていたが、新規事業としてコミュニティ・スクールの導入を開始するため、この文言は削除する。 地域学校協働活動を行わないということではなく、コミュニティ・スクールを導入するために、この文言をあえて残すことはないという意図である。 学校教育分野についての説明は以上である。
事務局	社会教育については、本体８ページに、先ほども説明があったとおりコミュニティ・スクールを来年から導入するということで、「地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進」と文言を追加している。 １０ページでは、向日市教育委員会組織図内の中央公民館の欄に、「休館中」の文言が入っていたが、永守重信市民会館を中央公民館の活動で利用できることになったため、「休館中」の文言をとった。
事務局	同１０ページ下段の「教育相談はこちらへ」の枠内、「ひまわり広場」については、令和４年１２月議会で答弁のあったとおり、「適応指導教室『ひまわり広場』』と呼称していたものを、「適応指導教室」の文言を省き、「ひ

委員	まわり広場」の文言だけを残した。 裏表紙「向日市の史跡等」については、写真の修正をかける必要性はこの後検討したいが、概ね配置・内容等の変更は考えていない。 【質疑等】 今回の改定内容ではないが、3 ページ目下段の「非認知能力」の説明文について、「コミュニケーション能力や自尊心」ということで「数値で示すことが困難とされる力」とされているが、困難という単語が若手気になる。 どちらかというとな数値では測定できないものと思われるため、困難という言葉を使うのがよいのかわからない。 非認知能力の正しい定義は存じないが、この言葉は変える方がいいかと思う。 また、6 ページのコミュニティ・スクールの部分では、特に配慮すべき事項として「学校運営協議会の開催」という文言があるが、この運営協議会を開催するのがコミュニティ・スクールで当然のことかと思われるため、配慮すべき事項にこの文言があるのは少し違うのではないかと。 もう少しこのコミュニティ・スクール、学校運営協議会を活性化するような文言にしたり、社会教育の方では「地域学校協働活動との一体的な推進」と書いているためそうした部分を引用するなどしないと、この文言だけでは少し不足かと思われる。
事務局	「非認知能力」の中身について、非認知能力とはと語る書籍は様々あるが、特に決まった定義はない。 そのため、見た方にとってどのような能力なのかわかりやすいことが一番であるため、説明文については検討させていただきたい。 コミュニティ・スクールについては、今年度が本当に初年度になる。 現在、具体的に、「地域学校協働活動との一体的な」という文言を含め、この令和5年度で何を行うかということについて、少し具体的な中身に変更させていただきたい。
委員	5 ページの(3)、中学校部活動の地域移行に向けた「検討」という文言が、少し弱いように感じる。 他の項目は「充実」「育成」などになっている中、「検討」だと、検討した結果無理だったという可能性も含むような、逃げの印象がある。 おそらくそういう難しさや意図もあると思うが、もう少し他に何か言葉はないか。
事務局	実際のところ、あえて検討を、という目標を選んでいる。

教育長	令和４年６月・８月の提言の中では明確に移行期間が決められており、その期間で実施しようということで動き出していた。 しかし８月以降、おそらく様々な調査や実践的な先行実施をされていた地域からの課題等を踏まえた結果として、同年１２月に、移行期間も少し緩やかに規定されたガイドラインが出された。 言い方を変えると、いつまでに何をすべきというのが、少し不明確になったとも言える。 現時点では、受け皿となる団体や、指導者の量と質、運営資金など、膨大な課題があるため、本市の実態として、まずは受け皿となる団体の方と話をするという意味では、「検討」という言葉がふさわしいかと、この言葉にしていた。 行政用語で「検討」というと、全くしないということは意味しない。 おそらく、先ほど説明があったように様々な声が届いたのだと思われるが、令和４年１２月２７日付で、全国一律には進めないという方針に改めたガイドラインが突然出てきた。 このガイドラインを説明する機会もまた設けさせていただく。 京都府の方も、令和５年度に検討に入られると思われるため、その検討状況を見ながら、焦らず地域の実情を踏まえて進めたいという意図もあつての「検討」ということである。 令和４年度に柱立てを大きく改定した部分は、それを今年度も踏襲してということである。 お気づきの点があれば、ご意見をいただく機会はある。
事務局	さらに改善をさせていただき、次回の提案に備える。 今回は、ほぼ完成に近いものを提案をし、次回のご意見を踏まえて、３回目で最終決定としていきたい。
委員	最初の表紙の写真は、掲載する順番に何か決まりはあるのか。 本文中に書かれている順番には配置されていないと思うが、特に意味はなく、デザインなどの関係なのか。
事務局	９個の写真を配置すると、やはり真ん中が一番注目されると思うが、令和４年は、このコロナ禍の中で運動会が開催できたことと、修学旅行を、行く先や感染状況を検討しながら実施できたこと、これがやはり令和３年度の大きな活動であった。 令和４年度の表紙は、令和３年度の活動の写真となるため、その活動が大きな活動であったためメインに置いている。 それ以外は、社会教育と学校教育が偏ったりしないようなバランスを考

委員	えて、配置している。 細かいことになるが、最後の裏表紙は、全体的に青色が多く感じる。 「向日市の史跡等」の文字の後ろの色も青色で、地図上の川や説明の字など、全部が青い色になっている。 赤色などだときついかなと思うが、少し直した方がわかりやすいのではないかな。
教育長	向日市の市章の色でも、青色が使われている。 少し変えられる点があるか、見てみてほしい。
事務局	裏表紙について、１０年ほど見てきたが、色味についてのご指摘は初めていただいた。 今回ご指摘いただいた点については、どのように変えることになるか今は明言できないが、検討させていただく。
教育長	閉会宣言

令和5年第1回教育委員会

令和5年1月27日（金）

午前9時00分から

向日市役所 第10会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

委員会諸報告

- ・向日市民体育館条例施行規則の一部改正について
- ・令和5年向日市はたちの集いについて
- ・令和4年度乙訓地方小学生駅伝大会結果について
- ・令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について

4 閉 会

向日市民体育館条例施行規則の一部改正について

令和 5 年 1 月 27 日
生涯学習課

向日市民体育館トレーニング室の機能を健康増進センターに移行することに伴い、トレーニング室及び回数券を廃止とするため、向日市民体育館条例施行規則の一部改正を行いますので報告します。

施行日 令和 5 年 1 月 27 日

【改正内容】向日市民体育館条例施行規則（一部抜粋）

改 正	現 行
	<u>（トレーニング室の利用）</u> <u>第 8 条 トレーニング室を利用できる者は、利用する日において満 18 歳以上であつて、指定管理者が実施するトレーニング器具の利用方法に係る講習を受講した者又はこれに準ずる者として指定管理者が別に定める者とする。</u> <u>2 トレーニング室の利用料金は、1 回当たり本市に在住する者は 280 円、本市に在住する者以外の者は 370 円に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額（以下「地方消費税額」という。）の合計額（この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承</u>

	<u>認を得て定める。</u> <u>3 指定管理者は、トレーニング室利用回数券（様式第5号の2。以下「回数券」という。）を発行することができる。</u> <u>4 前項の回数券は、11枚綴とし、その額は、トレーニング室の1回当たりの利用料金の10倍を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u> <u>5 トレーニング室を利用しようとする者は、利用する日に利用申請簿により申請するとともに、利用料金を現金で納付し、又は回数券を交付して指定管理者の許可を受けるものとする。</u>
(附属設備の利用料金)	(附属設備の利用料金)
<u>第8条</u> 略	<u>第9条</u> 略
(利用料金の減免)	(利用料金の減免)
<u>第9条</u> 略	<u>第10条</u> 略
(利用料金の還付)	(利用料金の還付)
<u>第10条</u> 略	<u>第11条</u> 略
(遵守事項)	(遵守事項)
<u>第11条</u> 体育館に入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	<u>第12条</u> 体育館に入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>第14条</u> 第2項の許可を受けることなく、同条第1項各号に規定する行為を行わないこと。	(2) <u>第15条</u> 第2項の許可を受けることなく、同条第1項各号に規定する行為を行わないこと。
(3) 略	(3) 略
(特別設備の設置)	(特別設備の設置)
<u>第12条</u> 略	<u>第13条</u> 略
(利用後の点検等)	(利用後の点検等)
<u>第13条</u> 略	<u>第14条</u> 略
(行為の許可申請)	(行為の許可申請)
<u>第14条</u> 略	<u>第15条</u> 略
(その他)	(その他)
<u>第15条</u> 略	<u>第16条</u> 略

様式第5号の2を削る。

様式第 5 号の 2

トレーニング室利用券 No.	
回数券	
(登録番号)	向日市民体育館

トレーニング室利用券 No.	
回数券	
(登録番号)	向日市民体育館

トレーニング室利用券 No.	
回数券	
(登録番号)	向日市民体育館

トレーニング室利用券 No.	
回数券	
(登録番号)	向日市民体育館

トレーニング室利用券 No.	
回数券	
(登録番号)	向日市民体育館

健康増進センター（トレーニング機器の移設）について

1 概要

- ・再 開 日 : 令和5年1月31日（火）午前9時
- ・開館時間 : 午前9時から午後9時まで
(受付は午後8時まで、利用時間は午後8時45分まで)
- ・休 館 日 : 毎月第2、第4木曜日
- ・面 積 : 約 205 m²
- ・機 器 : 新たに 11 台 9 種類追加（介護予防目的を中心）
44 台が体育館から移設

主な利用料金（消費税及び地方消費税を含む）

利用施設名	市民	市民以外
トレーニングルーム	300円	500円

【参考】

体育館のトレーニング室料金
市民：300円、市外：400円
体育館のトレーニング室面積
約 180 m²

2 移設の理由・目的

- ・体育館と健康増進センターに、トレーニングルームが重複していると市民の声（アンケート結果により）
- ・健康増進センターと体育館に類似施設が重複しているため、業務の効率化、経費の削減を図る

3 変更点

- ・利用料金に変更（施設の維持管理、設備の充実、市民・市外の区分見直し）
- ・利用上の変更点は特になし（トレーニング機器は増加）

4 移設後の市民体育館トレーニング室のスペースの活用

卓球室として貸出し（卓球台5台設置予定）
料金は1人1時間100円

【新たに追加するトレーニングマシン 9 種】

No	品名	形式・仕様	数量・単位
1	[製番：BG281000] ラボードNEXT 2 0 0	長さ2240mm 幅855mm 高さ1530mm重量191 k g 体重制限130kg使用電源単相200V 50/60Hz (D種接地工事) (在庫有)	2. 0 台
2	[製番：BG9INXSSL] エリプティカル・クロストレーナーPH-INXS-SL	PH-INXS-SL 幅753 長さ2180 高さ1610mm 重量135kg セルフパワー方式 負荷設定25段階 米国製 (約6か月)	2. 0 台
3	[製番：BG862000] コードレスバイクV 7 7 i	サイズ：幅565長さ920高さ1310mm重量：63kg充電器付 (在庫有)	1. 0 台
4	[製番：BH961000] ショルダー・エレベーション	PA121 幅920 奥行1300 高さ1300mm 質量62kg 色：木目 中国製 (3カ月)	1. 0 台
5	[製番：BH961100] チェスト・エクステンション	PA122 幅950 奥行1350 高さ1650mm 質量71kg 色：木目 中国製 (3カ月)	1. 0 台
6	[製番：BH961300] ヒップ・フレックス	PA125 幅600 奥行950 高さ1100mm 質量60kg 色：木目 中国製 (3カ月)	1. 0 台
7	[製番：BH961400] クラス・エクステンション	PA123 幅600 奥行1930 高さ1500mm 質量135kg 色：木目 中国製 (3カ月)	1. 0 台
8	[製番：BB930000] デュアル・アジャスタブル・プーリー	CMDAP 幅1560mm 長さ1130 高さ2400mm 本体質量590kg 米国製 基本受注生産(約6か月)	1. 0 台
9	[製番：BJ999999] パワープレートPR07	本体サイズ：96×116×152cm プラットホームサイズ 96×84cm 本体重量186kg (約2週間)	1. 0 台

1



2



3



4



5



6



7



8



9



【既存のトレーニングマシン一覧】

機器明細

製品名	仕 様	数
ラボード	X-50	1台
ラボード	LXE-1200	2台
ラボード	NEXT200	2台
エアロバイク	V65i	5台
エアロバイク	V65Ri	1台
MATRIX E3x		1台
クロストレーナーEFX885		1台
NR-Gスーパーインプレスベンチ		1台
NR-G 45° バックEXTベンチ		1台
スーパーダンベル		6組
セットバーベル		8本
セットバーベルラック		1台
バーベルセット		1式
ツイストマシン		1台
ベルトバイブレーター		2台
バレルローラー		1台
カールストレッチベンチ		1台
アブドミナルボード2欄型		1台
チェストプレス	フルウェイトタイプ	1台
トータルヒップ	フルウェイトタイプ	1台
レッグエクステンション	フルウェイトタイプ	1台
ラットプルダウン	フルウェイトタイプ	1台
シーテッドレッグカール	フルウェイトタイプ	1台
シーテッドロー	フルウェイトタイプ	1台
レッグプレス&カーフレイズ	フルウェイトタイプ	1台
SS-Gカーリングベンチ		1台
オリンピックアームカールバー	φ50	1台
オリンピック・ラバー	φ50	1台
バックエクステンション		1台
フライ	フルウェイトタイプ	1台
クランチ	フルウェイトタイプ	1台
アダクション&アブダクション	フルウェイトタイプ	1台
SS-Gチン&ディップ		1台
バーベルプレートホルダー	φ50	1台
NR-G スミスマシン		1台
NR-G 45° レッグプレスマシン		1台
フラットアジャスタブルベンチ		1台
ディスクハンガー		1台
オリンピック・ラバーイージーバーベルセット	200kg	2台



令和5年向日市はたちの集いについて（報告）

令和5年1月27日
生涯学習課

民法改正により令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられましたが、本市では、これまでどおり20歳の方を対象に「はたちの集い」として次のとおり式典を開催しましたので、報告します。

- 1 日 時：令和5年1月9日（月・祝）
〔受付・開場〕午前9時30分～
〔開会〕午前10時30分～午前11時10分
※今年度は1部制で実施

- 2 会 場：永守重信市民会館（イオンモール京都桂川から今年変更）

- 3 対 象 者：平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの市内在住者
（令和4年12月1日現在）
〔対象者〕男性 280人・女性 266人 合計 546人

開催年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
参加(男)	205	192	202	198	211	218
参加(女)	196	177	208	181	220	202
総数	401	369	410	379	431	420
参加率	71.5%	67.8%	73.7%	69.0%	77.1%	76.9%

4 内 容

【第1部】式典（20分）

開会宣言
市長式辞
祝電披露
誓いの言葉

【第2部】アトラクション（20分）

思い出のスライドショー（ビデオレター含む）

【閉式】

5 そ の 他

令和5年よりイオンモール京都桂川から永守重信市民会館に会場を変更したことに伴い、式典参加者送迎車のために①市役所第2駐車場から送迎車を進入②渡り廊下前で一時停車させ、参加者を降車③公用車駐車場を抜けて帰路へ向かうよう誘導。

※①から③の方法を実施したところ98台が利用されました。

令和4年度乙訓小学生駅伝大会結果について（報告）

令和5年1月27日
学 校 教 育 課

以下のとおり報告します。

- 1 主 催 向日市教育委員会 長岡京市教育委員会 大山崎町教育委員会
乙訓地方小学校長会 乙訓地方小学校体育連盟
- 2 開催趣旨
駅伝を通じ、スポーツに関心を持たせるとともに、必要な基礎体力・持久力を養い、
責任感・連帯感を高め、小学校体育の活性化を図る。
- 3 コース 京都府立洛西浄化センター公園・球技場・芝生球技場 周回コース

4 結 果

順位	学校名	記録
1位	長岡第八小学校	30.31.48
2位	長法寺小学校	30.43.01
3位	長岡第十小学校	30.52.10
4位	長岡第五小学校	31.10.00
5位	第二大山崎小学校	31.18.02
6位	長岡第七小学校	31.20.10
7位	大山崎小学校	31.23.00
8位	神足小学校	31.35.60
9位	第5向陽小学校	31.57.12
10位	長岡第三小学校	32.21.48
11位	第6向陽小学校	32.21.94
12位	長岡第九小学校	32.24.37
13位	第3向陽小学校	32.31.27
14位	長岡第六小学校	32.35.27
15位	長岡第四小学校	32.37.21
16位	第2向陽小学校	33.11.92
17位	向陽小学校	33.30.79
18位	第4向陽小学校	33.42.00

	令和4年度		令和元年度		平成30年度	
	順位	記録	順位	記録	順位	記録
向陽	17位	33.30.79	9位	35.28.88	13位	36.09.96
2向小	16位	33.11.92	10位	35.47.40	10位	35.36.44
3向小	13位	32.31.27	11位	35.57.40	6位	35.14.47
4向小	18位	33.42.00	8位	35.25.66	12位	36.09.31
5向小	9位	31.57.12	5位	35.03.07	2位	34.43.07
6向小	11位	32.21.94	17位	37.08.49	16位	36.50.50

令和元年度まで（総距離9.52km）

*令和2年度3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止

*令和4年度から周回コースでの実施（総距離8.35km）

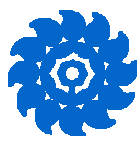
諸報告資料

令和5年度 向日市の教育（指導の重点）について

令和4年1月27日
学 校 教 育 課
生 涯 学 習 課

別紙のとおり報告します。

令和5年度



向日市の教育



調整中

中学生英語スピーチ大会



調整中

小学校陸上交歓記録会



調整中

教育150年記念事業（文化資料館）



調整中

ふるさとセミナー（旧上田家住宅）

文化祭（演劇）

ふるさと学習



調整中

創立150周年記念式典（向陽小）

修学旅行

学習支援（地域学校協働活動）

向日市教育委員会

令和5年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。

また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともにDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

自 立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協 働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と 確かな学力の育成	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性の育成と 多様性の尊重	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
健やかな身体の育成	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進
学びを支える 教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

○ 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※₁をはぐくむ教育を推進します。

※₁ 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※₂の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 市主催事業（大会、作品展等）**中学生英語スピーチ大会**を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

※₂ 非認知能力

コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

特に配慮すべき事項

- (1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮
・課題解決型の授業
- (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実
- (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実
- (9)(11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進します。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくみます。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組みます。

1 人権教育の推進

2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実
- (6) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (7) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (8) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (9) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (10) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (11) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
- (12) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実
- (13) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (14) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (17) 保幼小、小中の校種間連携の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
・新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (9) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (10) ・コーディネーター連絡会議の充実
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
- (14) ・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実
- (15) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (16) ・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）
- (17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実

健やかな身体の育成

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。**る。**
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体を育成を図ります。**る。**

1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) **中学校部活動の地域移行に向けた検討**
- (4) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (5) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (6) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等）
- (7) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
- (8) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進
- (2) ・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (3) ・**中学校部活動の地域移行に向け、市内のスポーツ団体等と協議**
- (5) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (6) ・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
・「生命（いのち）のがん教育」の活用
- (7) (8)
・栄養教諭・栄養士による授業の充実
・小中学校9年間を見通した食育の推進

学びを支える安心・安全な教育環境の充実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備し**ます。る。**
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組み**ます。む。**
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指**します。**
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。**る。**

1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・感染症対策の徹底
・オンラインによる学習支援の充実
- (3) ・自転車運転免許教室の実施など
- (4) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6) ・全教職員対象の研修会の実施
・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
・『コンプライアンスハンドブック』の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7) ・共同学校事務室の設置促進業務の充実及び学校業務改善の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくみます。

1 社会に開かれた教育課程の実現

2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール※3 の導入準備
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

特に配慮すべき事項

- 1 ~~・地域学校協働活動の活用~~
- (1) ・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (2) ・学校だよりやホームページを活用
- (3) ~~・教職員対象の研修会の実施と地域の方々への説明~~
~~・学校運営協議会委員の選出~~
・学校運営協議会の開催
- (5) (6)
・情報モラル教育の充実
・新聞等の効果的な活用
・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7) ・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

※3 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

社会教育指導の重点

社会教育においては、「第2次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や主体的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図る。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの推進	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、主体的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

- (3) 施設の特色を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

- ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備・レファレンス機能及びホームページや LINE などの情報提供機能の拡充と読書推進のための各種事業の充実

<文化資料館>

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用及びデジタルシステムを使った情報発信の拡充

<天文館>

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題※についての理解の促進
- (3) P T A活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

※ インターネット・SNS などの正しい利活用、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 体験活動や集団学習を行うジュニアリーダー養成講座を開催し、次世代のリーダーとなる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健康育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体等と連携を図り、「安全見守りパトロール」、「あいさつ運動」及び現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの推進

スポーツを「する」「みる」「ささえる」※を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図る。※「する」「みる」「ささえる」 文部科学省策定「スポーツ基本計画」で提唱

1 スポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 超高齢社会において健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- (3) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (4) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動の推進及びスポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・高齢者をはじめ多くの方が、日常的な運動による健康の維持、体力の向上を図ることができる機会の充実
- (3) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援
・学校体育施設の利用促進

歴史・文化資源の整備と活用

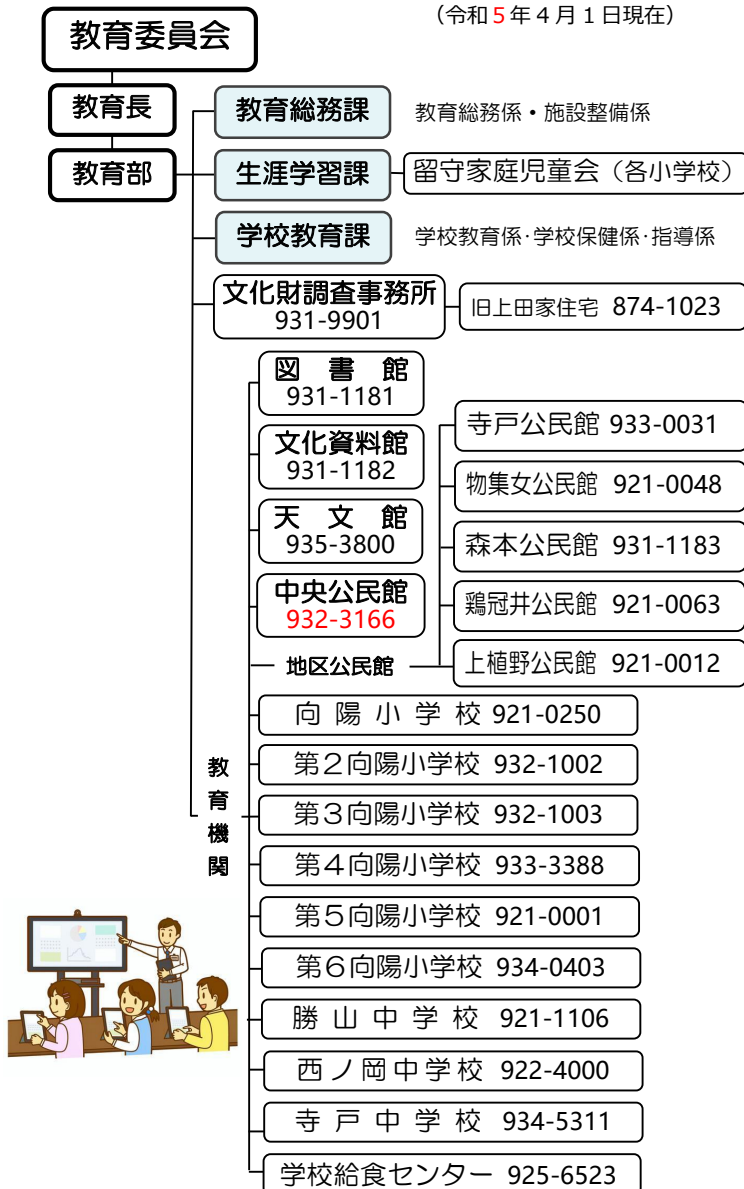
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

向日市教育委員会組織図

(令和5年4月1日現在)



向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 874-2998 FAX (075) 931-2555

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならどなたでも借りることができます。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
返却だけのご来館の場合、ブックポスト
をお使いください (24 時間利用可能)

休館日

・月曜日 (休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・特別整理期間 (不定期)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ



LINE

文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
(入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日

・月曜日
(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口
径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

開館時間

・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
(入館は午後 5 時まで)

休館日

・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
・月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
・TEL (075) 931-6060

●小中学生自身の悩み

子育ての悩みについて

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
・火・木 午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間含む)
・TEL (075) 874-2998

●不登校児童生徒のための 自立支援について

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連
絡してください。

●子どもの発達や

障がいについて

ひまわり広場

・向日市天文館内に開設
・月～金 午前 9 時 30 分～正午
・TEL (075) 874-2998

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

通級指導教室

・各小学校、勝山・西ノ岡中学校に設置
・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。





古都のむこう 魅力のふるさと

向日市の 史跡等

●竹の径 府選定文化的景観

向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が1800mの竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道500選」などに選ばれています。



●寺戸大塚古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約98mの前方後円墳です。

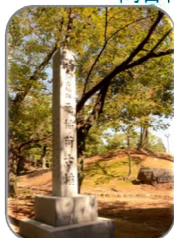


●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約65m、高さ約7mの円形をしています。

●元稲荷古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約94mの前方後方墳です。



●須田家住宅 府指定文化財

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治30年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社 国重要文化財・国登録文化財

養老2年（西暦718年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式です。



●中小路家住宅 国登録文化財

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。



●物集女車塚古墳

国指定史跡
古墳時代後期の全長約46mの前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡 市指定史跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。



●五塚原古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約92mの前方後円墳です。



●東院公園 市指定史跡

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●内裏跡・旧上田家住宅 国指定史跡・国登録文化財

長岡宮の天皇の住まいがあった場所に建つ近代の農家住宅です。



●一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園 国指定史跡

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいくでん）です。昭和39年に国の史跡に指定されました。平成22年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11月11日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



●朝堂院跡 国指定史跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。

令和 5 年度「向日市の教育」（指導の重点）【新旧対照表】

令和 4 年度		令和 5 年度		改訂理由
表紙の内容及び説明	特に配慮すべき事項	表紙の内容及び説明 ※ <u>下線部は新規に挿入または修正箇所</u>	特に配慮すべき事項	
【表紙】 <u>令和 4 年度</u> (市章) 向日市の教育 (写真) ◇<u>小学校 体育大会 (3 向小)</u> ◇<u>小学校 修学旅行 (4 向小)</u> ◇<u>中学校 中学生英語スピーチ大会 (寺戸中)</u> ◇<u>中学校 CBT 調査 (勝山中)</u> ◇<u>小学校 オンライン始業式</u> ◇<u>文化財 物集女車塚古墳見学</u> ◇<u>天文館 出前授業</u> ◇<u>文化資料館 ふるさと学習</u> ◇<u>生涯学習 しめ縄づくり (地域学校協働活動)</u> 向日市教育委員会 <u>令和 4 年度</u> 指導の重点 【説明】写真 9 枚について 1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 (1) 本市に関連して R 3 年度実施した取組から選定 (計 9 枚) (2) 学校教育と社会教育とのバランスを考慮 (学校教育 5 枚、社会教育 4 枚) ＜学校教育＞ ・校種 (小、中) や対象 (児童、生徒、教職員) のバランスを考慮 (小学校 2 枚、中学校 2 枚、教職員 1 枚) ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバランスを考慮 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		【表紙】 <u>令和 5 年度</u> (市章) 向日市の教育 (写真) ◇<u>小学校 ふるさと学習 (5 向小)</u> ◇<u>小学校 創立 150 周年記念式典 (向陽小)</u> ◇<u>中学校 文化祭 (寺戸中)</u> ◇<u>中学校 修学旅行 (勝山中)</u> ◇<u>小学校 向日市小学生陸上交歓記録会</u> ◇<u>文化財 旧上田家住宅見学 (教職員ふるさとセミナー)</u> ◇<u>図書館 向日市小中学生読書感想文コンクール</u> ◇<u>文化資料館 教育 1 5 0 年記念事業</u> ◇<u>生涯学習 中学校学習支援 (地域学校協働活動)</u> 向日市教育委員会 <u>令和 5 年度</u> 指導の重点 【説明】写真 9 枚について 1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 (1) 本市に関連して R 4 年度 実施した取組から選定 (計 9 枚) (2) 学校教育と社会教育とのバランスを考慮 (学校教育 5 枚、社会教育 4 枚) ＜学校教育＞ ・校種 (小、中) や対象 (児童、生徒、教職員) のバランスを考慮 (小学校 3 枚、中学校 2 枚) ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバランスを考慮 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		・時点修正 ・写真の選定理由は下段の【説明】欄参照 ・時点修正 ・時点修正

令和 4 年度		令和 5 年度		改訂理由
前文の内容	特に配慮すべき事項	前文の内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進 知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI 等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。 また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともに DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。 こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 「自立」 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。 「協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。 「人権尊重」 人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習 （地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興） ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション （コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働）		新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進 知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI 等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。 また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともに DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。 こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 「自立」 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。 「協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。 「人権尊重」 人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習 （地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興） ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション （コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働）		

令和４年度		令和５年度		改訂理由																				
前文の内容	特に配慮すべき事項	前文の内容　※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項																					
学校教育指導の重点 現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。 本市では、「第２次ふるさと向日市創生計画」や「第２期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。 【重点となる５つの柱】 <table><tr><td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td><td>1　基礎的な知識・技能の習得 2　活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3　主体的に学習に取り組む態度の育成</td></tr><tr><td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td><td>1　人権教育の推進 2　道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3　障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4　いじめや暴力行為の防止対策の充実 5　不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td></tr><tr><td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td><td>1　体力・運動能力の向上 2　健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3　食育の推進</td></tr><tr><td>学びを支える教育環境の充実</td><td>1　安心・安全を守る学校危機管理の充実 2　教職員の資質能力の向上 3　教職員の働き方改革の推進 4　魅力ある学校づくり</td></tr><tr><td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td><td>1　社会に開かれた教育課程の実現 2　社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td></tr></table> ※社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1　基礎的な知識・技能の習得 2　活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3　主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1　人権教育の推進 2　道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3　障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4　いじめや暴力行為の防止対策の充実 5　不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1　体力・運動能力の向上 2　健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3　食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1　安心・安全を守る学校危機管理の充実 2　教職員の資質能力の向上 3　教職員の働き方改革の推進 4　魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1　社会に開かれた教育課程の実現 2　社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	学校教育指導の重点 現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。 本市では、「第２次ふるさと向日市創生計画」や「第２期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。 【重点となる５つの柱】 <table><tr><td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td><td>1　基礎的な知識・技能の習得 2　活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3　主体的に学習に取り組む態度の育成</td></tr><tr><td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td><td>1　人権教育の推進 2　道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3　障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4　いじめや暴力行為の防止対策の充実 5　不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td></tr><tr><td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td><td>1　体力・運動能力の向上 2　健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3　食育の推進</td></tr><tr><td>学びを支える教育環境の充実</td><td>1　安心・安全を守る学校危機管理の充実 2　教職員の資質能力の向上 3　教職員の働き方改革の推進 4　魅力ある学校づくり</td></tr><tr><td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td><td>1　社会に開かれた教育課程の実現 2　社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td></tr></table> ※社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1　基礎的な知識・技能の習得 2　活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3　主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1　人権教育の推進 2　道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3　障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4　いじめや暴力行為の防止対策の充実 5　不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1　体力・運動能力の向上 2　健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3　食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1　安心・安全を守る学校危機管理の充実 2　教職員の資質能力の向上 3　教職員の働き方改革の推進 4　魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1　社会に開かれた教育課程の実現 2　社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1　基礎的な知識・技能の習得 2　活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3　主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1　人権教育の推進 2　道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3　障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4　いじめや暴力行為の防止対策の充実 5　不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1　体力・運動能力の向上 2　健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3　食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1　安心・安全を守る学校危機管理の充実 2　教職員の資質能力の向上 3　教職員の働き方改革の推進 4　魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1　社会に開かれた教育課程の実現 2　社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1　基礎的な知識・技能の習得 2　活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3　主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1　人権教育の推進 2　道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3　障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4　いじめや暴力行為の防止対策の充実 5　不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1　体力・運動能力の向上 2　健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3　食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1　安心・安全を守る学校危機管理の充実 2　教職員の資質能力の向上 3　教職員の働き方改革の推進 4　魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1　社会に開かれた教育課程の実現 2　社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							

令和 4 年度		令和 5 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力をはぐくむ教育を推進します。 ※1 確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 (1)「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2)ICT を効果的に活用した授業の実施 (3)小中の接続を重視した外国語教育の実施 (4)学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5)個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6)家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7)コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※2 の向上に向けた取組の充実 (8)グローバル化に対応できる人材の育成 (9)地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10)ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11)教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12)主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13)市主催事業（大会、作品展等）を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進	(1)・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2)・1 人 1 台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施 ・情報活用能力の育成 (3)・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (4)・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5)・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携 ※2 コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力	■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 ○「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力をはぐくむ教育を推進する。 ※1 確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 (1)「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2)ICT を効果的に活用した授業の実施 (3)小中の接続を重視した外国語教育の実施 (4)学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5)個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6)家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7)コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※2 の向上に向けた取組の充実 (8)グローバル化に対応できる人材の育成 (9)地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10)ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11)教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12)主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13) <u>中学生英語スピーチ大会</u>を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進	(1)・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2)・1 人 1 台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施 ・情報活用能力の育成 (3)・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (4)・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5)・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携 ※2 コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力	・文言修正 ・文言修正 ・令和 4 年度以降、中学生大会を「中学生英語スピーチ大会」に限定して開会することとしたため、文言修正

令和 4 年度		令和 5 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容　※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進 ○一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進します。 ○多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくみます。 ○すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組みます。 1　人権教育の推進 2　道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3　障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4　いじめや暴力行為の防止対策の充実 5　不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (6)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (9)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用 (12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ・新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用	■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進 ○一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。 ○多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。 ○すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。 1　人権教育の推進 2　道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3　障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4　いじめや暴力行為の防止対策の充実 5　不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (6)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (9)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用 (12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ・新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用	・ 文言修正 ・ 文言修正 ・ 文言修正

(15)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実	(12)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実	(15)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実	(12)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
(16)不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実	(13)・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育	(16)不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実	(13)・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
(17)保幼小、小中の校種間連携の充実	(14)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実	(17)保幼小、小中の校種間連携の充実	(14)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実
	(15)・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施		(15)・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
	(16)・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）		(16)・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）
	(17)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実		(17)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実

令和 4 年度		令和 5 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進 ○生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。 ○知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進 (1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 (4)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (5)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等） (6)学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進 (7)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (4)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (5)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用 (6)(7) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進	■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進 ○生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。 ○知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進 (1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)中学校部活動の地域移行に向けた検討 (4)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 (5)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (6)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等） (7)学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進 (8)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (3)・中学校部活動の地域移行に向け、市内のスポーツ団体等と協議 (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用 (7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進	・ 文言修正 ・ 文言修正 ・ 中学校部活動の地域移行の準備期間として、本市における中学校部活動の地域移行の方向性を協議するため、内容項目及び配慮事項を追加

令和 4 年度		令和 5 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■学びを支える安心・安全な教育環境の充実 ○自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備します。 ○すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組みます。 ○強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。 ○子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。		■学びを支える安心・安全な教育環境の充実 ○ 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。 ○ すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。 ○ 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。 ○ 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。		・ 文言修正 ・ 文言修正 ・ 文言修正 ・ 文言修正
1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり (1)災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障 (2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進 (6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進	(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実 (3)・自転車運転免許教室の実施など (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (7)・共同学校事務室の設置推進	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり (1)災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障 (2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進 (6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進	(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実 (3)・自転車運転免許教室の実施など (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進	・ 令和 4 年度設置の共同学校事務室業務を充実させ、教職員の働き方改革を推進するため、文言修正

令和 4 年度		令和 5 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上 ○保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。 ○次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画しできる資質と能力をはぐくみます。 1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進 (1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (2)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (3)コミュニティ・スクール※3の導入準備 (4)あいさつが交わされるまちづくりの推進 (5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 ※3 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校	1 ・地域学校協働活動の活用 (1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 (2)・学校だよりやホームページを活用 (3)・教職員対象の研修会の実施と地域の方々への説明 ・学校運営協議会委員の選出 (5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実	■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上 ○保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。 ○次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画しできる資質と能力をはぐくむ。 1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進 (1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (2)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (3)コミュニティ・スクール※3の導入 (4)あいさつが交わされるまちづくりの推進 (5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 ※3 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校	(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 (2)・学校だよりやホームページを活用 (3)・学校運営協議会の開催 (5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実	・文言修正 ・文言修正 ・新規事業としてコミュニティ・スクールの導入を開始し、地域社会とともに学校運営を実施するため、文言削除 ・新規事業として、各学校に学校運営協議会制度を導入するため、文言修正

令和5年度 社会教育指導の重点（案）

令和4年度		令和5年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■家庭・地域社会の教育力の向上（8頁） 2 地域社会の教育力の向上 （1）地域学校協働活動の推進 ■組織図（10頁） 中央公民館 休館中（932－3166）		（1）地域学校協働活動と<u>コミュニティスクールの一 体的な推進</u> 中央公民館 932－3166		コミュニティスクールを令和5年度から導入するため、京都府「社会教育を推進するために」にあわせて文言追加 永守重信市民会館開館の為